条の十六第一項」を削り、同号を同項第四号とし、同項第八号中「若しくは第八項又は第六十六条第五項若しくは第七項」を「又は第八項」に、「若しくは第二項又は第六十八条の二十七第一項若しくは第二項」を「又は第二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第九号中「令和四年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）」に、「令和四年旧措置法」を「同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項第一号中「又は第百十五条第十項」及び「又は第六十八条の三十六第一項」を削り、「若しくは第六十五条の九又は第六十八条の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）若しくは第六十八条の八十」を「又は第六十五条の九」に改め、同項第三号中「又は第六十九条第五項」及び「又は第六十八条の三十五第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　令和五年改正法附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年旧措置法第四十三条の二第一項の規定

第四条第二項第五号から第二十四号までを削る。

**附　則**

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

2　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条及び第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日前に終了した連結事業年度（令和二年改正法附則第百四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

## ○財務省令第二十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第六十一条及び第六十二条第一項の規定に基づき、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）を実施するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第四条第一項中「同項に規定する買換資産」を「表の各号の下欄に掲げる資産」に、「当該買換資産」を「当該資産」に、「下欄の」を「下欄に掲げる資産の」に改める。

第十六条の二の二中「同条第一項中「同条の」を「同条中「法」に、「第七十七条の」を「（以下この条において「読替え後の法」という。）」と、「者は」とあるのは「者が、申請により登記を受けようとする場合には」に、「法第七十七条に」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される」を「同条第二項」とあるのは「読替え後の」に、「」と、「利用権設定等促進事業」とあるのは「農用地利用集積等促進事業」を「規定する農用地利用集積等促進事業により取得されたものであること、当該土地が施行令第四十二条の四第二項」に、「農用地利用集積計画」とあるのは「」を「の記載があるもの」とあるのは「並びに当該土地の取得に係る読替え後の法第七十七条に規定する」に、「」と、同条第二項中「、市町村長」とあるのは「」を「の公告の日及びその者が当該土地を取得した日の記載があるもの（以下この条において「適格証明書」という。）」と、「ならない」とあるのは「ならないものとし、読替え後の法第七十七条の規定の適用を受けようとする者が」に、「」と「前項の」とあるのは「前項の」を「の嘱託により登記を受けようとする場合には、」に、「の証明書及び」と、「に当該」とあるのは「にこれらの」を「に対する登記の嘱託の請求書に、適格証明書を添付し、当該登記の嘱託書に当該適格証明書を添付して当該登記の嘱託をすべき旨の請求をしなければならないものとする」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

**第二条**　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）附則第六十一条に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第一項に規定する公共工事をいう。次条において同じ。）の工期の延長その他やむを得ない事情により令和五年三月三十一日までに改正法附則第六十一条に規定する事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣又は復興局長が確認をした書類を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二条第二項第二号に規定する確定申告書に添付することにより証明がされた改正法第十六条の規定による改正前の震災特例法（以下「旧震災特例法」という。）第十一条の二第一項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産とする。

（法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

**第三条**　改正法附則第六十二条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により令和五年三月三十一日までに事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣又は復興局長が確認をした書類を確定申告書等（震災特例法第二条第三項第六号に規定する中間申告書で法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十二条第一項各号又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び震災特例法第二条第三項第五号に規定する確定申告書をいう。）に添付することにより証明がされた旧震災特例法第十八条の二第一項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産とする。